

会計室発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年財務会計システム運用保守業務	情報処理	富士通 Japan 株式会社	100,198,054 円	令和7年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	該当
2	令和7年財務会計システム仕様変更等対応業務	情報処理	富士通 Japan 株式会社	21,862,500 円	令和7年4月1日	地方自治法施行令第67条の2第1項第2号	G4	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

財務会計システム運用保守業務

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

現行の財務会計システムは、平成22年に総合評価一般競争入札を実施した「財務会計システム開発・運用・保守業務委託契約」に基づき、富士通株式会社が提供するパッケージソフトウェアを基に、本市の要件に合わせたカスタマイズを行い、平成24年3月に本番稼働したものである。

本システムは、本市の財務会計事務の大部分をその処理対象とし、また、独自の電子決裁機能を備えた全庁規模のオンラインシステムであり、特に、金銭の収納、支払処理等の市民サービスに関わる事務においては、金融機関との確実な業務連携を実現している。それゆえに、侵害又は障害が発生した場合においては、その影響が、本市内部の財務会計事務の滞留に止まらず、支払遅延等市民サービスの停滞に直結するおそれがある。

このため、本システムの運用に当たっては、「平常時の安定的稼働を実現するための保守」の確実な実施はもとより、「侵害又は障害の発生時における機動的な対処」、「財務会計システムユーザーからの各種問合せ対応等適切なサポート」及び「新たな課題や要件の発生時における機能付加又はシステム改修」の確実な実施が求められることとなる。また、これらの業務は、本システムの内部構造に精通している者により遂行されるべきものであり、上記財務会計システム開発業務とは密接不可分の関係にある。

富士通Japan株式会社は、本システムの開発事業者であるとともに、パッケージソフトウェアの開発元である富士通株式会社と吸収分割契約を締結し、令和3年4月1日に自治体向け事業に関する権利義務を承継した事業者であり、本件業務に関わるソフトウェア資産及びノウハウ並びに商標権、著作権その他の知的財産権並びに契約上の地位及び権利義務を有する。こうした点において、富士通Japan株式会社は、本システムの内部構造に精通し、かつ、本件業務を実質的に遂行することができる唯一の事業者であることから、同社と随意契約を行うこととする。

随意契約理由書

1 案件名称
財務会計システム仕様変更等対応業務

2 契約の相手方
富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

現行財務会計システムは、平成22年度に締結した「財務会計システム開発・運用・保守業務委託契約」に基づき、富士通株式会社が提供するパッケージソフトウェアを本市の財務会計実務に合わせてカスタマイズし、平成24年3月に稼働したものである。本件業務は、現行財務会計システムのプログラムに所要の修正を加えるものであるため、その仕様を熟知している開発事業者以外の事業者には実施困難な業務であり、また、仮に開発事業者以外の事業者に委託実施した場合には、障害等トラブル発生時における責任の所在が不明確になるといった観点から、上記財務会計システム開発・運用・保守業務委託契約とは、密接不可分の関係にあるといえる。

富士通Japan株式会社は、現行財務会計システムの開発事業者であるとともに、パッケージソフトウェアの開発元である富士通株式会社と吸収分割契約を締結し、令和3年4月1日に自治体向け事業に関する権利義務を承継した事業者であり、現行財務会計システムに関わるソフトウェア資産及びノウハウ並びに商標権、著作権その他の知的財産権並びに契約上の地位及び権利義務を有する。

以上により、富士通Japan株式会社は、本件業務を遂行することができる唯一の事業者といえることから、同社と随意契約を締結する。